

中心市街地活性化 出店支援事業補助金

1 補助対象者

中心市街地の対象地域にある空き店舗又は空き家に新規出店する個人又は法人

※対象地域については、商工課までお問合せください

2 補助要件

- (1) 商店街振興組合等の誘致（商店街振興組合等がない場合は自治会への事前説明を経ること）による出店であること。
- (2) 1階部分の改修、改築であること
- (3) 卸売業、サービス業、小売業のテナントであること。

※過去4年以内に本制度を利用した物件は対象外となります。

3 補助対象経費

テナントの用に供するための改修及び改築に要する経費並びに附帯施設の設置に要する経費

4 補助率

1／3以内（上限150万円）

5 留意事項

- (1) 申請に当たっては、商店街記載の誘致計画書（商店街振興組合等がない場合は自治会への事前説明書）の提出が必要になります。
- (2) 商店街振興組合等があるエリア以外では、改修する外観の色彩に一部制限が加わります。
- (3) 3年間以上経営が続けられるよう、十分な事業計画が前提となります。
- (4) 申請前及び開店後3年間は、上田商工会議所の経営指導を受けていただきます。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定されている次のような営業は対象になりません。また、深夜営業（午後10時以降 日の出時までの間）を行う飲食店は想定していません。
 - ① 歓乐的雰囲気をかもし出す方法で客をもてなし、飲食させるようなものやダンスをさせるもの（キャバレー、カフェ、待合、ダンスホール、ナイトクラブなど）
 - ② 客席が著しく暗い、あるいは見通しが利かず5㎡以下の客席を持つ喫茶店、バー
 - ③ マージャン屋、パチンコ屋
 - ④ その他いわゆる性風俗関連特殊営業など
- (6) 備品の購入は対象外です。
- (7) 本制度の利用を希望される場合には、必ず工事着工前に商工課までご相談ください。

【お問い合わせ】 上田市商工課 市街地商業活性化担当（電話23-5395）